

【参考資料 1】

大阪府感染症対策審議会 新型インフルエンザ等対策部会について（概要）

- 1 審議会名 大阪府感染症対策審議会 新型インフルエンザ等対策部会
- 2 職務内容 新型インフルエンザ等（特措法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項に係る業務
例：大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画
備蓄物品（タミフル等の薬剤、個人防護服など）の指針

【参照】大阪府新型インフルエンザ等対策本部
○新型インフルエンザ等が発生した場合、大阪府が全庁的に取り組むべき事項については、「大阪府新型インフルエンザ等対策本部」が対応する。
→当該新型インフルエンザ等対策部会は、行動計画や薬剤備蓄方針などの専門的事項を所管。＜P 2 参照＞
- 3 開催回数等 年1～2回程度
- 4 委 嘱 名 大阪府感染症対策審議会 新型インフルエンザ等対策部会 委員
- 5 委員の任期 平成28年8月1日～平成30年3月31日
- 6 そ の 他 上記2に係る審議については、平成27年度までは「大阪府新型インフルエンザ等対策審議会」において取り扱われていた。
今般、感染症対策の審議体制の再編に伴い、平成28年度より新しい体制に移行（なお、審議内容などの実体面での変更はなし）。

(参考) 大阪府新型インフルエンザ等対策本部

別表1: 本部	副本部長	部長	副部長
<p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p>	<p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p>	<p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p>	<p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p> <p>副部長 副部長(総務) 副部長(保健)</p> <p>部長 部長(総務) 部長(保健)</p>